

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年及び令和元年にから消費税率が引上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費（人件費以外）に充当し、その使途を明確化することとされています。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 117,884千円

【歳出】

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 5,958,834千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

単位：千円

事業区分	令和５年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	一般財源
社会福祉	1,995,124	1,193,665	81,700	39,356	81,000	599,403
社会保険	3,835,464	2,253,080	0	424,873	0	1,157,511
保健衛生	128,246	38,562	0	2,244	36,884	50,556
合 計	5,958,834	3,485,307	81,700	466,473	117,884	1,807,470

- * 1 社会保障４経費とは、社会保障給付公費負担のうち、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費です。
- * 2 社会福祉には、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護などが含まれます。
- * 3 社会保険には、国民年金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療が含まれます。
- * 4 保健衛生には、疾病予防対策、健康増進事業などが含まれます。